

==



==

# == 全中連NET通信

==

∞∞∞ 2024.12.3 ∞∞

==

全国中小企業団体連合会（全中連）

==

〒102-0093

==

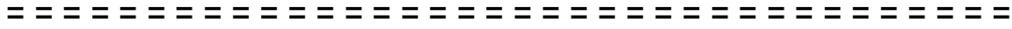
東京都千代田区平河町 1-5-3 大和屋第 2 ビル

==

TEL : 03-3262-2001 FAX : 03-3262-2054

==

e-mail : [zen01@yacht.ocn.ne.jp](mailto:zen01@yacht.ocn.ne.jp)



## 《目 次》

第 3 8 回中小企業問題研究集会開催される .....	2
第 3 8 回中研集会の講演より 「マイナンバーカードの利活用と今後の課題」 .....	2
最近の主な動き .....	6

# 第38回中小企業問題研究集会開催される

第38回中小企業問題研究集会は11月7日（木）と8日（金）の両日、東京・日暮里の「アートホテル日暮里 ラングウッド」にて開催され、会場では全国から21名が参加し、オンラインでも多くの皆様にご参加いただきました。

今回の中研集会に参加できなかった方で講演を視聴を希望される方がおられましたら、期間限定ですがオンラインでビデオ視聴（有料）できます。ご希望の方は本部までお知らせください。

〔研修内容〕

## 11月7日（木）

「育成就労制度について」

上野格嗣（厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室長補佐）

「マイナンバーカードの利活用の現状と今後の課題」

上仮屋 尚（デジタル庁 国民向けサービスグループ参事官）

「生成AIとチャット GPT の活用」

青木 昭憲（株式会社 AiNA 取締役副社長）

## 11月8日（金）

「カスハラ対策の現状と課題」

渡邊 拓（厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課ハラスメント防止対策室 室長補佐）

「ふるさと納税の現状と課題」

水野 敦志（総務省自治税務局市町村税課長）

## 第38回中研集会の講演より

中研集会の内容についてご紹介いたします。今回は11月7日の講演から、デジタル庁 国民向けサービスグループ参事官の上仮屋 尚氏の「マイナンバーカードの利活用の現状と今後の課題」の概要をお伝えします。

## マイナンバーカードの利活用の現状と今後の課題

デジタル庁 国民向けサービスグループ参事官

上仮屋 尚

まずマイナンバーカードの健康保険証利用について、資料をもとにお話していきたいと思っております。

## 何が変わる？「紙の保険証」から「マイナ保険証」へ

12月2日に現行の保険証がなくなるということで、紙の保険証がITカードのマイナ保険証になることで何が変わるのかということについてお話しします。

まず12月2日以降は現行の保険証は再発行されなくなり、当面は現行の保険証も使えますが、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していくということです。初めて受診する医療機関でも医師や薬剤師にいつも飲んでる薬などを正確に知ってもらうことができ、データに基づくより良い医療が受けられるのが一番のメリットであると言えます。また、自身でもマイナポータルというサイトから自分の医療情報を簡単に確認することができます。

最新の利用動向では、マイナンバーカード保有者のマイナ保険証の利用登録率は80%を超え、利用率も約14%と上昇傾向にあります。

従来の健康保険証と比較すると、医療機関、薬局への情報共有が、オンライン資格確認システムによりスムーズにできます。また、従来は保険証の内容を手入力していたものが、最新のデータを自動取得することができるため、手入力が減り業務が効率化されます。本人確認の精度も顔認証や暗証番号による認証のため、なりすましなどの不正防止につながります。

マイナ保険証の仕組みは、支払基金と国民健康保険中央会が共同でオンライン資格確認システムを全国に一カ所作っています。医療保険者はこのシステムに対して健康診断情報などを登録し、医療機関からはレセプト情報がここに登録されています。マイナンバーカードの中には本人を確認するための電子証明書が入っており、この整理番号を入れるとマイナンバーカードと顔認証などで本人確認をおこなうことで、医療機関に情報が提供されることとなります。

### 12月2日以降どうなるの？

12月2日以降については、従来の健康保険証は新たには発行しませんが、現行の健康保険証は最長一年間使用できます。マイナ保険証を持っていない方には「資格確認証」が無償で交付されます。これを持っていくことで、現在と同じように医療機関を受診することができます。

資格確認証はマイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証を利用登録していない方に対し、事前に申請がなくても勤務先や各自治体から現行の保険証の有効期限が切れる前に交付されます。資格確認証の様式は、カード型、はがき型、A4型の3種類があり、医療保険者ごとに異なります。資格確認書には有効期限がありますが、再申請しなくても期限が過ぎる前に更新・発行されます。

マイナ保険証が使えるようにするには、医療現場の窓口にある顔認証付きカードリーダーでその場ですぐにマイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。マイナ保険証に一本化することで保険証の発行コストなど年間100億円ほどの削減が見込まれています。

今後の移行については、自営業者などの国民健康保険証は来年7月末までが有効期限となっています。被用者保険は来年の12月1日まで現行の健康保険証が使えますが、それ以降は一切使えなくなります。その場合はマイナ保険証か資格確認書を利用していただくこととなります。転職や転居で保険者が変わった場合はその時点で保険証が失効することとなります。

### どんなメリットがあるか

メリットについて具体的に説明していきます。

従来は病院が発行した紙の処方箋を薬局に持って行って薬を受け取ることが多かったと思いますが、電子処方箋を導入が進んでおり、全国の薬局の4割以上で導入されています。そうすると、マイナ保険証で受診した場合に薬剤情報の提供に同意すると、過去の薬剤履歴がわかるので、新しく投薬する薬やほかでもらっている薬などについての情報がわかり、薬の飲み合わせに問題が生じる場合などについて自動検知して、それを防ぐことができ、「おくすり手帳」を持ち運ぶ必要もなくなります。

二つ目のメリットは、従来の保険証では医療費が高額になった場合に高額療養費制度による支給を受ける場合、事前に支給申請書を提出して「限度額適用認定証」をもらうか、それが間に合わなければ高額な費用を一時的に支払う必要がありましたが、マイナ保険証では急な入院でも事前の手続きなしで高額な窓口負担が免除されます。

三つ目のメリットとしてあげられるのが、マイナ救急と呼ばれるしくみで、現在は一部の消防本部で実証として取り組んでいるところですが、急な病気やケガなどで救急搬送された時などで、本人の意識がないなどで受診歴や服用している薬などを説明できなくても、マイナ保険証を持っていれば救急隊員が正確な情報を取得して、搬送先の選定などに活用できることです。一刻を争う時に命を救う役割を果たすことになるものです。

マイナ保険証は診察券と一体化することで、マイナンバーカード一枚で医療機関を受診できるようになります。さらに、保険証の機能をスマートフォンに搭載して医療機関で利用できるように整備を進めています。iPhoneへの搭載は来年の春頃から可能になる予定です。

## マイナンバーカードの活用と安全性

次にカード全般についてお話ししていきます。

マイナンバーカードはこれからの時代の本人確認ツールとして、表面には顔写真があり対面での本人確認が可能で、裏面にはマイナンバーが表示されており、社会保険や税などの手続きで添付書類が不要となります。ICチップの中の電子証明書によりオンラインでも安全・確実に本人を証明します。

安全性については、写真入りのためなりすましができないこと、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は入っていないこと、マイナンバーを見られても利用するには本人確認が必要なため悪用は困難です。さらに安全性を確保するためには暗証番号を他人にみだりに教えないことです。オンラインなどではカードと暗証番号で本人確認をおこなうのでそこだけは気を付けていただきたい。紛失や盗難の場合は24時間365日体制で停止が可能ですので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)まで連絡してください。

## マイナンバーの利用シーンの拡大

マイナンバーの利用に関しては、行政サービスも民間事業者も利用のシーンが拡大しつつあり、しかも保有率が9月末時点で保有者が75%を超えており、これだけの人口のある国でこれだけ確実なICでの本人証明・本人認証の手段を持っている国は世界のどこにもありません。これを大きな強みとしてオンラインデジタル化を実現すると、不正が少なくして便利でスピーディーでコストの少ない社会に直結し、今までできなかったことができる社会へ向けて一つずつ進めているところです。

個人に最適のサービスを提供するためのマイナポータルを利用することで、市町村でのさまざまな手続きでの申請ができます。去年の2月からは国内のどこでもオンラインで転出・転入の手続きがで

きます。国への手続きではパスポート申請ができ、法人設立申請などでは「法人設立ワンストップコーナー」というのにアクセスすると、必要な手続きを案内してくれるサービスなどを提供しています。

また、マイナポータルでは自分の情報を確認することができるだけでなく、行政機関間で自分の情報を何のためにどのようにやりとりされたかの履歴も確認することができ、行政機関が勝手に自分の情報を使っていないかチェックすることができます。

また、コンビニ交付サービスでは各種証明書が深夜や土日でも取得可能で、窓口より料金が安くなっています。民間事業者でも利用が進んでおり、現時点で 607 社が利用してサービスを提供しています。

6月21日の閣議決定で新たな「デジタル社会に向けた重点計画」が出されで、電子証明書を資格等の情報に紐づけることで、各種カードに利用するということになり、その中心として、マイナンバーカードを運転免許証として来年の3月24日から使えるようになります。また、約80の資格がオンラインで必要な申請ができるようになり、国家資格証を発行できるようになっています。ハローワークの受付票としてもマイナンバーカードが使えるようになっていたり、在留カードもマイナンバーカードと一体化していきます。

運転免許証との一体化については、来年3月以降に引き続き現行の運転免許証を持つこともできるし、マイナ免許証だけにすることもできるし、2枚持ちにすることもできます。

マイナ免許証だけにした人は、住所変更の届け出義務がなくなり、オンライン講習が受けられるなどのメリットがあります。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化は、申請があれば、免許センター等において、特定免許情報をマイナンバーカードに記録することで、免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）として使用できます。

### カード利用シーン拡大のための3つの構想

カード利用拡大のために3つの構想に分けて取り組みをしていきます。

構想1は「オンライン市役所サービス」構想で、行政に対してわざわざ役所に出かけて行かなくても、オンライン申請で何でもできてしまうような基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みを作ります。地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況を見てみると、子育て介護関係の全26手続きをオンラインでできる自治体が、全国1741自治体のうち1135自治体（65.2%）となっています。

マイナポータルのサービスとしては、国民年金保険料の免除・猶予の対象者に申請事項を事前に記入済の案内をマイナポータルから通知しオンラインで免除申請が簡単にできます。行政機関だけでなく企業や民間組織に対しても、マイナポータル API という仕組みの利用も進んでおり、その典型が確定申告で、e-Tax で入るといろいろな証明書を集めなくても、マイナポータルを通じて自動入力で確定申告ができるようになります。

構想2は「市民カード化」構想で、これは、マイナンバーカード1枚で様々な行政サービスを受けられる社会を作るために、デジタル都市国家構想交付金を活用した取り組みを支援していきます。三田市の活用事例では、既存の図書カードの利用者IDと紐づけてマイナンバーカードを利用登録することで、来館しなくてもサービスの利用が始められる図書館を実現しています。

構想3は、「安全・便利なオンライン取引」構想で、さまざまな民間サービス・場面での利用拡大を図っていきます。オンライン口座開設等における本人確認の方法として、自撮り方式に加え公的個人認証サービス（JPKI）方式も導入している銀行などでは、顧客の手続きが簡略化されるだけでなく、事業者にとっても犯罪目的の不正な申請の予防や事務コストの大幅な減少といったメリットが報告されています。公的個人認証サービスを利用する民間事業者は607社に達しています。NISAで盛り上がっている証券会社では、オンラインでの証券口座開設での本人確認の4割がマイナンバーカードを使っています。オンライン銀行も口座開設の4割がマイナンバーカードを使っており、時間もコストも大幅に短縮・減少しています。

## ◎最近の主な動き

11月7,8日 第38回中研集会〔東京〕